

〒751-0823

令和2年6月11日

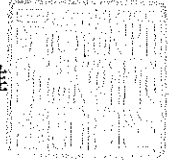
山口県下関市貴船町3-1-1下関中央ビル
弁護士法人ピース 下関中央法律事務所
弁護士 田川 瞳 殿

令和2年（行ヒ）第154号

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官

小西 常雄



記録到着通知書

原裁判所から下記事件記録の送付を受けました。今後は、当裁判所で審理することになりますのでお知らせします。

なお、審理する上で書面を提出してもらう必要が生じたときは連絡します。その際には、提出する書面に当裁判所における事件番号（下記1）を必ず記載してください。

記

1 当裁判所における事件番号

令和2年（行ヒ）第154号

2 当事者

申立人 河濟盛正 外32

相手方 山口県知事

3 原裁判所及び原審事件番号

広島高等裁判所

平成30年（行コ）第13号

当裁判所所在地 〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

ダイヤルイン 03-3264-8555・8556 (8560)